

保存版

 **EISIN(有)栄進**

無料で売却査定・提案書を作成いたします。
ご売却検討中の方お気軽にご相談下さい。

土曜・日曜・祝日も営業中！
相談時間 20:00までOK!

不動産売却応援 キャンペーン!!

仲介キャンペーン! 買取キャンペーン!

お客様のご事情に応じて選べる

2つの売却 仲介 & 買取 サポート

できるだけ良い条件で…

自分の希望価格で売りたい

- 以前自宅を売りに出したが売れなかった
- 引っ越しをしたいが今の家が高く売れないと資金が足りない
- まずは売主様の希望売出価格でスタートしてみませんか
- お引渡し時期が1年先でも売却は可能です

1日でも早く…という方におすすめ

即時買取サービス

- 当社が直接現金にて買取します
- 室内のコンディションは問いません
- 仲介手数料がかかりません
- 不用品の処分はご相談下さい
- ご近所に知られずに売却が完結します

ご近所に知られず
スピーディに売却したい

借地トラブルの
ご相談

相続が発生!
早急に売却したい

家財家具が多くて
片付けられない

賃借人が退去、
これを機に売却したい

etc...

BIGチャンス 空家は が売り!!

平成28年度 財政改革により

被相続人の居住用財産に係る
譲渡所得の特別控除の特例

大幅減税!!

税金がタダになるケースも…。

相続開始があった日
以後3年を経過する
日の属する年の
12月31日



空き家の事なら
すべてお任せ!

プロの目線で
最善のアドバイス!

※古河市etc条例

所有者は空家等が管理不全な状態に
ならないよう自らの責任において適正
に管理する。

役所から管理不全の通達が
来る前に早めのご準備を

対象者	相続又は遺贈により被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等を取得した者
対象財産	被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等(相続開始の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがあるものは対象外)
譲渡要件	相続開始があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、①被相続人居住用家屋を耐震リフォームし、その被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等を譲渡した場合(譲渡の時に耐震基準を満たしていて、耐震リフォームをしない場合を含みます。)、又は②被相続人居住用家屋の取壊し等後に被相続人居住用家屋の敷地等を譲渡した場合
譲渡価額制限	譲渡価額が1億円を超えないこと
適用期間	平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間の譲渡

売却時の税金が控除される事もあります。是非ご相談を!

●買取金額には制限があります。●物件の条件など当社の審査によりご希望に添えない場合もございます。

信頼と実績の創業53年

ホームページ <http://古河不動産.com>

栄進

古河

検索

〒306-0011茨城県古河市東3丁目2番30号

茨城県知事免許(15)第58号

(公社)茨城県宅地建物取引業協会会員

(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

 **EISIN(有)栄進**

TEL: (0280) 33-1237
E-mail: eishin58@ybb.ne.jp

 **EISIN(有)栄進**

